

野洲市市立野洲病院医療情報システム一式更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「市立野洲病院医療情報システム一式更新業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

市立野洲病院医療情報システム一式更新業務

(2) 業務内容

市立野洲病院では、電子カルテシステムをはじめとする医療情報システムの更新を決定しており、本プロポーザルはこの更新に関する事業である。具体的には、次に掲げる範囲について提案を求める。

ア 電子カルテシステムを中心とした医療情報システム

イ 各部門システムとの接続

ウ システム運用開始までの導入準備

(3) 履行場所

滋賀県野洲市小篠原 1094 番地

市立野洲病院

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年1月20日まで

※進捗状況によってスケジュールに変更が生じる場合は、受託者と別途協議することとする。

※本業務に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく債務負担行為としているものである。

3 予算額

上限は、金 530,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール（予定）

令和3年12月24日（金）公募開始

令和4年1月5日（水）参加申込に係る質疑受付締切

令和4年1月7日（金）参加申込に係る質疑に対する回答予定

令和4年1月12日（水）参加申請書提出期限
令和4年1月14日（金）参加資格審査結果通知
令和4年1月21日（金）企画提案に係る質疑受付締切
令和4年1月28日（金）企画提案に係る質疑に対する回答予定
令和4年2月4日（金）企画提案書等提出期限
令和4年2月10日（木）1次審査結果通知
令和4年2月18日（金）2次審査（プレゼンテーション）
令和4年2月22日（火）最終選定結果通知

6 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成20年野洲市告示第138号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成16年野洲市訓令第33号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。

ウ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 野洲市暴力団排除条例（平成23年野洲市条例第22号）第6条の規定により、次の(ア)から(カ)までの要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると

認められる者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(カ) 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

カ 資格

以下のいずれかの資格を1つ以上有していること。

(ア) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO 27001)

(イ) プライバシーマーク (JISQ 15001)

(ウ) 品質マネジメントシステム (ISO 9001)

キ 開発体制

医療情報システムを導入し、安定稼働させるために以下の開発体制を取れること。

(ア) 開発期間中、必要に応じて開発技術者を病院に常駐させることが可能なこと。

(イ) 開発期間中、オンコール対応可能なこと。

ク 技術者

以下のいずれかの資格を有する者を本業務に従事させることができること。

(ア) 日本医療情報学会 医療情報技師認定者

(イ) 日本病院会 診療情報管理士認定者

ケ システム導入体制

以下のスケジュールで導入体制が取れること。

令和4年4月新医療情報システム導入準備開始

令和4年12月総合リハーサル実施

令和5年1月新医療情報システム運用開始

【留意事項】上記のスケジュールは、本要領公開時点でのものあり、変更の可能性があることに留意すること。変更する必要がある場合は、受託者と別途協議をする。

(2) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された者又は野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登録された者は、次のアからオの書類を省略することができる。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

イ 個人にあつては、身分証明書

ウ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

エ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

オ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）及び会社役員名簿（様式第5号）

カ 前各号に掲げるもののほか、市立野洲病院病院長が必要と認めるもの

- (3) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7 説明会

説明会は、実施しない。

8 参加申込に係る質疑・応答

(1) 提出方法

参加申込に当たり本要領の内容等について質問がある場合は、質問書（様式第1号、様式1-1）を電子メールにて提出し、提出後に到達確認の電話をすること。なお、口頭での質問には応じない。

(2) 提出期限

令和4年1月5日（水）12時00分まで（必着）

(3) 提出先

「17 問合せ先」と同じ

※件名は【医療情報システム一式更新業務プロポーザル参加申込に係る質問】とすること。

(4) 回答方法

令和4年1月7日（金）17時00分までに、全ての質問及び回答を市立野洲病院のホームページに掲載する。質問者への個別の回答はしない。

9 参加申込の手続

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び野洲市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された者又は野洲市物品供給、役務提供者一覧表に登録された者は、次のエからキの書類を省略することができる。

ア プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 事業者概要書（様式第3号）

ウ 参加資格（6(1)カ及びク）で求める資格（ISO27001等）を証する書面の写し

エ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

個人にあつては、身分証明書

オ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

カ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

キ 会社役員名簿（様式第5号）

ク 印鑑証明書

ケ 病院図面等借用申請書兼機密保持誓約書（様式第12号）

コ 参加申込に係る提出書類チェックリスト（様式第6号）

※エ、オ、クについては発行から3ヶ月以内のもの

※オについて

法人：（ア）法人税、消費税及び地方消費税「国税」

※税務署発行の納税証明書その3の3

（イ）「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

（ウ）「市税に未納がないこと」を証するもの

※事業所所在地の都道府県税及び市税

個人：（ア）所得税、消費税及び地方消費税「国税」

※税務署発行の納税証明書その3の2

（イ）「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

（ウ）代表者個人の「市税に未納がないこと」を証するもの

※所在地の都道府県税及び市税

証明書については証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書で可とする。

本店から申請の場合は本店分、営業所等で申請の場合は当該営業所分の証明書を提出すること（この場合、本店分は不要）。ただし、営業所等が納税義務者でない場合、本店分の提出で可とする。

(2) 提出期限

令和4年1月12日（水）12時00分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。持参する場合は、土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで受け付ける。なお、受付最終日の令和4年1月12日（水）は12時00分までの受け付けとなるため注意すること。

(4) 提出先

「17 問合せ先」と同じ

(5) 参加資格審査結果通知

令和4年1月14日（金）17時00分までに、文書及び電子メールで通知する。参加資格を満たしていると認められる者に対して次項（10（2））に示す資料を追加で配布する。

10 企画提案に係る質疑・応答

（1）提出方法

企画提案に当たり、本要領の内容等について質問がある場合は、質問書（様式第7号、様式7-1）を電子メールにて提出し、提出後に到達確認の電話をすること。なお、口頭での質問には応じない。

（2）追加資料

- ア 医療情報システム調達要件仕様書
- イ システム機能仕様書兼回答書
- ウ 記述式回答書
- エ 技術回答書（ハードウェア仕様一覧表、ソフトウェア仕様一覧表）
- オ システム構成図
- カ 各種プロット図
- キ ネットワークシステム要求仕様書
- ク 2次審査提案課題

（3）提出期間

令和4年1月17日（月）8時30分から令和4年1月21日（金）12時00分まで
※質問は、上記の期間随時受け付ける。

（4）提出先

「17 問合せ先」と同じ

※件名は【医療情報システム一式更新業務プロポーザル企画提案に係る質問】とすること。

（5）回答方法

令和4年1月28日（金）17時00分までに、全ての質問及び回答を、参加資格審査決定通知者に電子メールで回答する。

11 企画提案の方法

（1）作成方法

以下のアからキ・ケの提案書類をA4判（A4判より大きい資料を添付する場合は、折り込む。）で作成し、フラットファイル等に綴じ込んで提出すること。なお、綴じ方は左綴じ（横向きで印刷する場合は、ページ上部が左側）とし、インデックスを付けること。ク及びコについてはファイル綴じをせず提出すること。

- ア 企画提案書（様式第8号）
- イ 事業者概要書（様式第3号。参加申込時に提出と同様）

- ウ システム導入実績表（様式第 9 号）、リーダー（責任者）実績表（様式第 10 号）
 - エ システム機能仕様書兼回答書（別紙 1）
 - オ 記述式回答書（別紙 2）
 - カ 技術回答書
（ハードウェア仕様一覧表（別紙 3））、（ソフトウェア仕様一覧表（別紙 4））
 - キ 2 次審査提案課題（別紙 12）
 - ク 見積書（様式第 11 号）、内訳書（様式 11-1）、明細書（任意様式）…要押印・要封緘
 - ケ 保守見積書（様式 11-2）、明細書（任意様式）
 - コ 企画提案に係る提出書類チェックリスト（様式第 13 号）
- ※それぞれの書類に使用する印鑑は、印鑑登録されているものとする。

(2) 記載方法

ア システム機能仕様書兼回答書（別紙 1）の記載方法

配布したデータに入力した上で、CD-R または DVD-R（1 部）及び出力した用紙で提出すること。入力方法はシステム機能仕様書兼回答書に記載したとおりとする。

イ 記述式回答書（別紙 2）・技術回答書（別紙 3、別紙 4）及び 2 次審査提案課題（別紙 12）の記載方法

(ア) 記述式回答書・2 次審査提案課題の記載形式は任意とする。提案内容を説明するうえで必要な説明図などは、事業者の裁量により添付すること。

(イ) 上記イ(ア)に関連し、「医療情報システム調達要件仕様書（資料 3）」の内容に拘束されることなく、必要と思われるものは見積範囲内で積極的に提案すること。

ウ 見積書の記載方法

提案募集に係る見積範囲は、医療情報システム調達要件仕様書（資料 3）の記載内容とする。見積書（様式第 11 号）には内訳書（様式 11-1）の見積合計金額（税込）を記載すること。また、内訳書（様式 11-1）の明細書（任意様式）を添付し、見積書（様式第 11 号）及び内訳書（様式 11-1）と共に封印・封緘すること。保守見積書（様式 11-2）は様式に合わせて記載し明細書（任意様式）を添付すること。

(3) 提出期限

令和 4 年 2 月 4 日（金）12 時 00 分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。持参する場合は、土・日・祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで受け付ける。なお、受付最終日の令和 4 年 2 月 4 日（金）は 12 時 00 分までの受け付けとなるため注意すること。

(5) 提出先

「17 問合せ先」と同じ

(6) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部（コピー可）

エの CD-R または DVD-R、ク（要押印・要封緘）及びコについては各 1 部で可

12 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、野洲市市立野洲病院医療情報システム一式更新業務プロポーザル審査委員会が、別紙評価基準一覧表に従い審査する。

(1) 1次審査

ア 提出された書類を基に、書面による 1 次審査を実施する。

イ 参加申込者が多数の場合は、1 次審査の通過者は概ね 3 者までとする。

ウ 結果については令和 4 年 2 月 10 日（木）17 時 00 分までに文書及び電子メールで通知する。

(2) 2次審査

1 次審査の通過者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答による 2 次審査を実施する。

ア 日程 令和 4 年 2 月 18 日（金）

会場 市立野洲病院 2 階 講義室

イ 選定方法 プレゼンテーション審査終了後、野洲市市立野洲病院医療情報システム一式更新業務プロポーザル審査委員会による審査を行い、最優秀事業者及び次点事業者を選定する。

ウ 方法

(ア) プレゼンテーションの時間は、1 提案事業者当たりプレゼンテーション 30 分、質疑応答は 15 分とする。

(イ) 出席は、3 名以内（機器操作者は除く）とし、プロジェクトマネージャー予定者が行うこと。

(ウ) プレゼンテーション内で機能に関する質問も想定されるため、電子カルテシステムのデモンストレーションが行える環境を用意すること（部門システムは不要）。

エ 留意事項

パソコン及びプロジェクター等、プレゼンテーションに使用する機器については、事業者で用意すること。なお、スクリーンの用意は不要とする。

オ 新型コロナウイルス等感染拡大防止のため、当院職員にて会場入場時に検温を行い、37.5℃以上の場合は入室不可とする。また、審査当日はマスク着用を原則とする。

13 審査結果及び契約の締結

(1) 通知方法

審査結果については、文書で通知するとともに、最優秀事業者は市立野洲病院のホームページで公表する。

(2) 通知時期

令和4年2月22日(火)

(3) 契約の締結

最優秀事業者決定後、最優秀事業者と協議の上、仕様書の確定を行う。当協議の結果、必要があれば仕様書の訂正、追記等を行い、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

14 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市立野洲病院が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

15 情報の公開及び提供

市立野洲病院は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例(平成16年野洲市条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託先特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

16 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を市立野洲病院に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第14号）を市立野洲病院事務部企画管理課に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、「3 予算額」にある額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市立野洲病院が必要と認める場合には、市立野洲病院は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 問合せ先

市立野洲病院 事務部企画管理課
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 1094 番地
TEL 077-587-5559 FAX 077-587-5004
MAIL kikaku_neo@yasu-hp.jp